

※事務処理欄

月 日
FAX 送信済

国民健康保険

限度額適用
標準負担額減額
限度額適用・標準負担額減額

認定申請書

令和 年 月 日

医療機関等でマイナ保険証や資格確認書等によりオンライン
で所得区分が確認できる場合は、認定証の申請は不要です。
※保険料を滞納していると、確認できない場合があります

大津市長 あて

下記のとおり限度額適用認定（交付）を申請します。

世帯主 (申請者) 住所 氏名 電話
限度額適用 被保険者記号・番号 滋大
減額対象者 氏名 個人番号
生年月日 昭・平・令 年 月 日 世帯主との続柄

※市民税非課税世帯の方のみご記入ください。(マイナ保険証*をお持ちの方は認定のみとなり、証の発行はありません。)

長期入院 該当・非該当 市民税非課税世帯の方は、過去12か月の入院日数が90日を超える場合、長期入院該当となりますので、入院期間が確認できる書類(領収書等)を添付して申請してください。
過去12か月の入院期間(日数) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
入院した保険医療機関等 名称及び所在地

※健康保険証利用登録のされたマイナンバーカード

申請届出者 ※別世帯の方が申請の届出をされる場合のみご記入ください。(届出者の本人確認のため、免許証等をご持参ください。)
住所 電話
氏名 対象者との関係

送付先 ※住民登録地以外への送付を希望される場合のみご記入ください。(今回に限り 郵送先へ送付します。)
住所 〒
氏名 続柄 電話
(注意事項) 継続して住民登録地以外への送付を希望される場合は、資格確認書等の送付先変更申請書を提出してください。

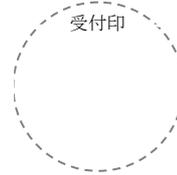
【注意事項】

- 1 市民税非課税世帯とは、世帯主(国保未加入の場合も含む)とその世帯に属する国保加入者全員が非課税の世帯です。
- 2 国民健康保険料に未納がある場合、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は交付されません。
- 3 すでに標準負担額減額認定を受けている方は、標準負担額減額認定証を提出してください。

※窓口確認欄

課税状況確認 ア・イ・ウ・エ・オ・
現II・現I・低II・低I

申告確認 収納確認
証の交付確認 ・資格確認書
・お知らせ(長期入院のみ申請対象)



※事務処理欄

上記申請について、認定・却下 してよろしいか。

適用区分

決裁 課長 補佐 係長 担当

交付年月日 令和 年 月 日
発効期日 令和 年 月 日
有効期限 令和 年 月 日
長期入院該当 令和 年 月 日
91日目該当日 令和 年 月 日
送付先申請 有・無